

浜松市用途地域等証明書交付事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市の土地が都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する区域内及び区域外に存在することの証明について、証明書交付事務に必要な事項を定める。

(証明の範囲)

第2条 区域内であることを証明する区域は次のとおりとする。

- (1) 区域区分 市街化区域及び市街化調整区域
- (2) 地域地区 用途地域、特別用途地区、高度地区、高度利用地区、都市再生特別地区、防火地域、準防火地域及び臨港地区

2 前項に定める区域内であるほか、都市計画区域外であることを証明する。

(証明書の交付場所)

第3条 証明書を交付する場所は、浜松市都市整備部都市計画課とする。ただし、浜北区及び天竜区の土地については、同北部都市整備事務所でも交付できるものとする。

(証明の単位及び手数料)

第4条 証明は、土地1筆ごとに行うものとし、1筆1件とする。ただし、一団の土地については、証明に係る土地の筆数に関係なく1件として扱う。

- 2 交付する証明書は1件につき1通とする。
- 3 同一内容の証明書を複数交付するときは、証明書1通ごとに1件とする。
- 4 証明に係る手数料は、浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）に基づき、1件350円とする。
- 5 証明に係る手数料は、現金により徴収する。

(証明の手続き)

第5条 申請者は、証明願（第1号様式、第2号様式又は第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、正本1通を市長に提出する。

- (1) 位置図（証明に係る土地の位置が分かる図面）
- (2) 土地の公図の写し

2 前項に定める書類のほか、市長は申請者に対して、証明の上で必要とする関係書類を求めることができる。

(交付)

第 6 条 市長は、証明願の内容を確認し、事実と相違ない場合は、証明書欄に必要事項を記入し、申請者へ交付すると共に手数料を徴収する。

2 証明書の交付は、原則として申請日即日とする。

(細目)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）
浜松市長

住 所
申請者
氏 名

証 明 願

下記の土地について、都市計画法の規定による区域区分の
存在することを証明願います。

{ 市 街 化 }
{ 市街化調整 }

記

1 土地の地番
浜松市

2 添付書類 位置図 公図写し その他関係書類（ ）

第 号
年 月 日

浜松市長

証 明 書

上記のとおり相違ないことを証明します。

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住 所
申請者
氏 名

証 明 願

下記の土地について、都市計画法の規定による地域地区 内に存在
することを証明願います。

記

1 土地の地番
浜松市

2 添付書類 位置図 公図写し その他関係書類()

第 号
年 月 日

浜松市長

証 明 書

上記のとおり相違ないことを証明します。

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住 所
申請者
氏 名

証 明 願

下記の土地について、都市計画法の規定による都市計画区域外に存在することを証明
願います。

記

1 土地の地番
浜松市

2 添付書類 位置図 公図写し その他関係書類()

第 号
年 月 日

浜松市長

証 明 書

上記のとおり相違ないことを証明します。